

## 墨田区子ども読書活動推進計画（第4次）の策定方針について

### 1 計画策定の基本的な視点

- 本計画は、平成13年に制定された子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、墨田区の子どものための読書活動推進の施策の方向性や取組を示したもので、平成17年に第1次計画、平成22年に第2次計画、平成27年に第3次計画と策定を重ねてきた。この間、グローバル化の進展や急速な技術革新により、変化が激しく予測が困難な時代を迎え、子どもには、様々な変化に向き合い、情報を整理し、他者と協働して課題を解決していく能力が求められている。
- 新学習指導要領では、このような時代を生きるために知識の理解の質を高め、資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」が必要とされ、基盤となる言語能力を育てつつ、情報活用能力、問題発見・解決能力が育てられるようにする事が求められている。
- 読書習慣の形成を図るために、子どもの発達段階に応じた読書活動の取組を推進していく必要がある。そのためには、墨田区においても、学校・家庭等において読書活動・探究活動を行う学習を展開することが重要である。
- このような視点から、墨田区の現状を踏まえ、今後5年間にわたる墨田区の子どもが楽しく活発に読書に親しむ機会と環境の整備及び読書の質を向上させるための具体的な方策を明らかにする。

### 2 計画の位置づけ

- この計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律及び墨田区子ども読書活動推進条例に基づく計画である。
- 国の「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」及び東京都の「第三次東京都子供読書活動推進計画」、「学校図書館ガイドライン」と整合性をとりながら計画作成を行う。

### 3 計画期間 令和2年度～6年度（5年間）

### 4 取組姿勢

- 家庭、地域、学校の各々の役割や取組を明確にし、相互の連携を図るとともに、計画達成の具体的な手段を明示する。
- 図書館運営協議会での意見聴取等を通して、区民の意見を反映する。
- わかりやすい計画づくりを目指す。

## 5 策定体制

- 図書館運営協議会の意見を取り入れ、庁内の検討組織である策定委員会により計画案を作成する。

(図書館運営協議会の構成)

学識経験者、小中学校校長、図書館ボランティア、公募区民等

(策定委員会の構成)

教育委員会事務局次長(委員長)、教育委員会関係課長、子育て部門関係課長、地域活動部門関係課長、企画部門関係課長

## 6 区民へ周知

- パブリックコメントを実施し、広く区民に周知し、意見を募集する。
- 計画書は、図書館ホームページに掲出するとともに、計画書本書は図書館資料として閲覧に供する。

## 7 策定のスケジュール

- 5月 策定委員会の設置
- 6月 図書館運営協議会(実績及び策定方針等に関する意見聴取)  
第1回策定委員会(実績報告、策定方針・スケジュール等の決定)
- 9月 図書館運営協議会(計画素案に関する意見聴取)  
第2回策定委員会(計画素案の決定)
- 11月 図書館運営協議会(計画案に関する意見聴取)  
第3回策定委員会(計画案の決定)  
教育委員会に中間報告
- 12月 区議会に中間報告  
パブリックコメントの実施
- 1月 パブリックコメントの集約  
第4回策定委員会～決裁(計画の決定)  
教育委員会決定
- 3月 区議会報告